

「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」及び「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律」が成立したことを受け、法務省にて児童生徒等向けのリーフレットが作成されました。本事務連絡はリーフレットの周知をお願いするものです。



事務連絡  
令和5年1月7日

各都道府県教育委員会担当課  
各指定都市教育委員会担当課  
各都道府県私立学校主管部課  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の担当課  
各國公私立大学担当課 御中  
各公私立短期大学担当課  
各國公私立高等専門学校担当課  
厚生労働省医政局医療経営支援課  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課



文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課  
文部科学省初等中等教育局児童生徒課  
文部科学省高等教育局学生支援課

「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」及び「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律」に関するリーフレットの周知について（依頼）

この度、第211回国会において、「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」（令和5年法律第66号）及び「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律」（令和5年法律第67号）

（以下「刑法等改正法等」）が成立し、令和5年6月23日に公布、一部の規定を除いて同年7月13日から施行されました。

この度、刑法等改正法等が施行されたことを受け、法務省において別添のとおりリーフレットが作成されました。各学校設置者等におかれては、刑法等改正法等の趣旨及び意義等を御理解の上、児童生徒等が性犯罪の加害者にも被害者にもならないよう、各学校における教育活動等において活用いただけるようお願いいたします。

各都道府県・指定都市教育委員会担当課におかれては所管の学校（専修学校及び各種学校を含む。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会等に対して、各都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の私立学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の担当課におかれては所轄の学校に対して、各國公私立大

学・各公私立短期大学担当課・各国公私立高等専門学校担当課におかれては学内及び附属学校に対して、厚生労働省医政局医療経営支援課及び厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課におかれては所管の専修学校に御周知くださるようお願いします。

### 【参考】

#### ○刑法等改正法等の内容について

法務省：性犯罪関係の法改正等 Q & A (moj.go.jp)

#### ○刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

衆議院

第 211 回国会閣法第 58 号 附帯決議 (shugiin.go.jp)

参議院

刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案に対する附帯決議 (sangiin.go.jp)

#### ○性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に関する電磁的記録の消去等に関する法律案に対する附帯決議

衆議院

第 211 回国会閣法第 59 号 附帯決議 (shugiin.go.jp)

参議院

性的姿態撮影等処罰法に対する附帯決議 (sangiin.go.jp)

### 【別添】

- ・【小学生向け】法務省リーフレット
- ・【中高生向け】法務省リーフレット
- ・【大学生向け】法務省リーフレット

### 【本件担当】

文部科学省総合教育政策局

男女共同参画共生社会学習・安全課

男女共同参画企画係

TEL : 03-5253-4111 [内線] 3268